

第百二十九回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 三 号

平成六年六月三日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 田中 恒利君

理事 大石 千八君 理事 近岡理一郎君

理事 虎島 和夫君 理事 渡辺 省一君

理事 江田 五月君 理事 大矢 卓史君

理事 田口 健二君 理事 貝沼 次郎君

相沢 英之君 池田 行彦君

大島 理森君 唐沢俊二郎君

佐藤 信二君 野田 毅君

業梨 信行君 阿部 昭吾君

今井 宏君 大石 正光君

中島 衛君 山田 宏君

渡部 恒三君 上原 康助君

佐藤 綱樹君 弘友 和夫君

山田 英介君 宇佐美 登君

東中 光雄君 松本 善明君

佐藤 敬夫君 増子 輝彦君

出席國務大臣

外務 大臣 楠澤 弘治君

内閣官房長官 熊谷 弘君

(内閣官房長官) 石田幸四郎君

(國務大臣) 石田幸四郎君

(総務庁長官)

出席政府委員

内閣官房内閣安

全保障室長 坪井 龍文君

兼内閣総理大臣

官房安全保障室

長

人事院 總裁 赤富啓之助君

人事院事務総局 丹羽清之助君

給与局長

人事院事務総局 小堀紀久生君

職員局長

内閣総理大臣官 石倉 寛治君

房審議官

内閣総理大臣官 石和田 洋君  
房管理室長  
総務庁長官官房 池ノ内祐司君  
総務庁人事局長 杉浦 力君  
総務庁行政管理局長 八木 俊道君  
総務庁恩給局長 稲葉 清毅君  
防衛庁長官官房 宝珠山 昇君  
外務大臣官房長 池田 維君  
内閣委員会調査 松村 淳治君  
室長

委員外の出席者

委員の異動

六月三日

六月三日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

行政改革委員会設置法案(内閣提出第二号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、一般職の職員の勤務時間、休暇等に

関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。相沢英之君。

○相沢委員 きょうは、法案と直接関係ないこと

でございますが、お許しを得まして、懸案の抑留

者の問題について質問をさせていただきますと思

います。

何分私に与えられました時間は十分間でありま

すので、私も、質問もごくかいつまんで申し上げ

ますが、御答弁も簡潔にかつ前向きにお願いを申

し上げたいと思っております。

実は、昨日予算委員会でも質問を申し上げたこ

とと同様な趣旨のことでありましたが、一つは、ソ

連抑留者に関しては、御案内のように法律をもち

まして、書状、銀杯、また恩給を受給していただ

き、法律ができております。ただ、この措置には、千

島並びに南樺太において同じような境遇のもとに

作業大隊として強制労働に服せしめられた者、約

一万五千人と推定されておりますが、それが対象

に含まれておりません。これをぜひひとつ対象に

していただきたいということが第一点であります。

それからもう一つ、恩給の問題であります。

御案内のように、太平洋戦争中従軍した軍人軍属

につきまして、いわゆる職務加算というものが行

われております。一月につき一月から、また一月

につき三月まで、いろいろと地域並びに時期、勤

務等によって差はございますが、そういう加算が

行われております。戦後、抑留者につきまして

は、その地域いかにかわらざ一律に一月につ

き一月という加算の制度になっております。た

だ、御案内のように、ソ連抑留者は推定六十万人

の抑留者その一部も死亡するという、戦争中

における激戦地に匹敵するような極めて厳しい環境

にあったわけでございますので、ぜひひとつ、一

月につき一月という上にさらに加算をしてみら

いたいということでありまして、それが第二点。

それからもう一点は、これはかつて総理の諮問

機関として戦後処理問題に關しての懇談会が設け

られました。水上座長でございます。その報告に

ありました事項の一つであります。このような

大戦、戦争という事実、そしてまたこれに伴うい

ろいろな問題につきまして後世長くこれを記念を

する事業の一つとして記念館を建設をする、ある

いは慰霊碑を建立するということがその報告書に

も述べられておりました。その記念館につ

きまして、まだ案が具体化いたしておりません。

来年は既に終戦米五十年を経過することになり

ますが、その五十年の記念事業としてぜひこの資料

の記念館、いろいろな団体との関連もございま

す。抑留を記念するところの資料館の建設につ

いて、ぜひひとつ平成七年度予算において調査費の

計上をお願い申し上げます。やがて概算要求の時

期が近づいてまいります。このことも御検討願

い。

以上の三点につきまして、ぜひひとつ前向き

の御答弁をお願い申し上げます。

なお、千島及び南樺太を対象に加えること、及

び恩給加算につきましては、政府側の対応いかに

によりましては議員立法をもってお願いをした

い。これは与野党恐らくほとんど賛成になるの

ではないかというふうに思っておりますが、このこ

とについてひとつ御検討をお願い申し上げます。

第一類第一号

内閣委員会議録第三号

平成六年六月三日

第一類第一号

内閣委員会議録第三号

平成六年六月三日

第一類第一号

内閣委員会議録第三号



しかし、それではならないわけでございますので、鋭意いろいろと工夫をいたしておるところでございます。特に、平成四年十二月に、各省庁の官房長で編成をされております人事管理運営協議会、こういったところで国家公務員の労働時間の短縮対策というものを決定をいたしております。年次休暇の計画的利用の促進などを今一生懸命やっております、こういう状況でございます。

○虎島委員 その実態を一つここに置いておきます。もう一つ、所定外労働時間、つまり超勤であります。これは平成三年本省庁で、私の資料では月間四十二・七時間ということになっておるわけでありまして、これは傾向としては超勤はふえつつあるのか、減りつつあるのか。この実態について、できれば数字があればお知らせいただきたいと思っております。

○杉浦政府委員 お答え申し上げます。長期間の調査したものが手元にございませんし、今まで探してもございませんので、非常に短期間の結果だけでございますが、平成三年度と四年度の各省庁の超勤時間を調べたものがございまして、これによりまして、三年と四年の間で一月月に約一時間の超勤時間が減っておりますことになっております。

ただ、五年の問題につきましては、今大臣から申し上げました勤務時間短縮対策を実施しておりますが、その結果をまだ私どものところで把握しておりませんので、ただ私どもとしては、この効果が出てくることを願っておりますわけでありまして、

○虎島委員 おおむね変更なしというふうに理解できる数字であるように思います。ところで、総務庁内に本日定時退庁日という看板みたいなものを下げておりました、あれは現在でもやっておりますか。

○杉浦政府委員 お答え申し上げます。先ほどの各省庁の申し合わせの中に、まず目に見える対策としてということで、定時退庁日を設

けたわけでありまして、毎週水曜日でございます。この水曜日につきましては、各省とも多分その日の時間になりますと、きょうは定時退庁日です。から早く帰れという放送を入れたり、あるいは人が回ったりしてやっていただいておりますわけでありまして、

○虎島委員 結局、定時退庁日を設けなければ定時退庁することが原則でないということなんです。ですから、私が申し上げたいことは、勤務というものは、超勤も長が命じて行方。実態は閉庁時間が増えてもさうと帰りにくいという雰囲気という、特に中央省庁の諸君は頑張りますから。二、三日前も私のところに資料をとりまきまして、いろいろ言っていて、そんなこと言っていて、あなたの方、もっと超勤がふえるんじゃないかと言ったら、いやその分頑張るやりますからということなんです。頑張ればいんじゃないか、これは本法も、今提案されております法案の趣旨と実態は食い違ふ。その雰囲気からまず変えなければいかぬのじゃないか。しかも、その雰囲気というものは極めて日本的な雰囲気であるというふうに思っておりますので、この点については、長官、いかがですか、どのような御所見を持っておりますか。

○石田国務大臣 お答え申し上げます。今御指摘のあった問題は、実際問題、この法案と現実の状況とはかなり乖離をしております。特に関東の中央省庁におきましては、それは国会等の関係もございまして、やはり国会の開会されている状況の中ではかなりやむを得ない、そういう状況があるわけでございます。

もう一つ御指摘になったのは、どうも日本的な一つの慣行、そういうものが災いしているのじゃないかというふうなお話でございます。この問題についても御指摘のとおりでございます。いずれにいたしましても、労働時間の短縮というものは、これはそれぞれの公務員の個人的な生活に多大な影響を与えていくし、また子供さんたちの教育にも影響を与えていくと思っております。

また、公務員自身の精神的なそういう問題にも影響を与えていくというふうに私も承知をいたしておりますので、先生御指摘の点については、なおまたいろいろな機会に各省庁と連絡をとる機会がありますので、その御趣旨をきちんと徹底するようにいたしたい、このように存じます。

○虎島委員 私の資料によりまして、民間は年次休暇取得率は格段に上昇する年次傾向を示しているわけですね。ですが、国の方は必ずしもそうじゃない。むしろ取得率は減少傾向にあるということをお話を伺って踏まえられまして、法案が可決されたならば、やはり法の趣旨が実態的に職場で生かされるような特段のことはしてもらわなければならぬというふうな思っておるわけですね。そういう労働環境の中で伸び伸びとひとつ国家公務員には頑張ってもらいたいということを申し上げたいわけでありまして。

ところで、このことをやりまして、定員が足らぬのじゃないかという議論になりがちであり、現にまたそういう主張があるわけでありまして。しかしながら、今私どもは、リストラというか、中央省庁体制あるいは公務員体制は喫緊の課題である、行政改革というものはまた国の重要施策の一つであるという認識を持っております。したがって、事務の簡素化あるいは合理化等をあわせまして、公務員の公務の執行に対する高度の責任観念に基づくモラルの向上、戦意の高揚というものは不可欠の要件に相なってくる。大いた休んだら大いに頑張らなければならないことにならなければ、そしてまた、家族にも地域にもそれぞれ貢献していこうということにならなければ、生き生きとした日本社会というものはでき上がってこないと思うのですが、特に公務員諸君の公務の執行に関するそのような姿勢、あるいは行政改革との絡みにおいての長官の所見、これを承っております。たいと存じます。

○石田国務大臣 今御指摘の問題につきまして、これは長い間自民党政権下で公務員のそういう問題、敢しく査定をしながらやって

きたわけでございます。その結果として、日本は千人について約四十人の公務員という地方公務員を入れての数になっておる。その数はアメリカ、イギリスの約半分、フランスの三分の一というところでございます。世界先進国の中では極めてスリムな形で行政が執行されておるというふうな状況だと思っております。

しかし、近年いろいろな角度で新しい需要に対応しなければならぬということ、例えば地方公務員等はそれぞれの福祉の問題が要請をされるわけでございます。それから、そういった面の公務員の数もふえておるというのが最近の状況でございます。しかし、それにしても、行政経費全体の問題を考えますと、やはりある意味において抑制していかねばならない。

したがって、総務庁としましては、例えば外務省関係で海外公館等の新設が要請をされるわけでございます。こういった問題については、これは必然的に対応しなければならぬ。また、輸出入の問題で、関税の問題についての職員が足りないというふうなお話も聞いております。また一方において、今度は食糧事務所のようにできるだけ削減ができるという、そういうようなところもございまして、そういう要素を見ながら全体のバランスを考えていく、そういうふうな状況になっておるわけでございます。したがって、

総務はやはり堅持せざるを得ない。特に、現在の一つの大きな経済体制そのものが変わらうとしておりまして、この不況とあわせて民間の方では真剣なリストラをやっておるわけでございます。それから、官庁関係だけがぬるま湯にございまして、官庁関係だけがいいか、やはり今後の税制改革の中でもさまざまな議論があると思っております。その前提として行政の改革が強く要請されておるような状況でございます。そういった状況を踏まえながら、現在の大臣の方針を堅持しながらやっていく以外にないと思っております。

ただ、今話題になりましたそういう公務員の

全体の労働時間の問題、この問題については、やはり民間に準拠しながら考えていかなければならないわけがございますから、先生御指摘の方向を十分に踏まえて、少しでもこれを前へ進めるといふ、そういう方針で対処してまいりたいと存する次第でございます。

○虎島委員 法案に関しては、最後に一点だけ御要望申し上げておきますが、特に船員関係については、勤務の複雑性あるいは長期化等々が考えられます。海上保安庁職員とか運輸省の航海訓練所職員等々ありますので、この人事院の指摘にもありますように、これは特別の配慮を早急に行うべきだと思います。この法が可決されたら、趣旨に従って勤務ができるように御配慮いただきたい、このことは特に申し上げておきたいと存じます。

時間がありませんので、一件だけ一般問題について長官の御所見を承っておきますが、これは長官になりますか、実態としては官房になりますか、実は旧日赤看護婦さんの処遇の問題です。五十三年に実は当時六党合意事項というのがもう御承知のようにあります。この六党合意によりますと、旧日赤看護婦あるいは陸軍看護婦さんについていろいろ勤務の特異性その他がありまして、恩給法に基づく兵の処遇に準じた扱いをしようということになりました。現在、特例的と申しますか、措置として日赤を通じて救済事業あるいは慰労事業的なことが行われておるわけがあります。具体的には、手当が支給されておるわけです。

このことについていろいろ我々も検討もし、六党合意事項の当時の経過についても分析もいたしておるのですが、私は、今日十五年間の適用を経てきますと、六党合意事項の趣旨にやはりひびき、ゆがみというものが出てきておるように思うわけがあります。

したがって、とりあえずと申しますか、官房の方から承っておきますけれども、現在の旧日赤看護婦あるいは旧陸軍看護婦の慰労のことについて、底上げというか、内部での矛盾の解消とい

う意味じゃないんです。そういう意味でなくて、六党合意事項のときに引き直してまいりますと、余りにもその趣旨が生かされておらないというふうには私に考えますので、この点についてはぜひ底上げということ、最低水準を引き上げるといふような観点でゆがみ、ひずみというものを是正していただくというふうなことを措置していただきたいと思うわけでございます。

主官の方の政府委員の方から御答弁していただきたいし、これは、長官も内閣で重要な大臣の仕事についていらっしやるわけでありまして、ひびきとつしかるべき時期にしかるべき御配慮を賜ればと思っておりますので、お伺いするわけでありませう。

じゃ、政府委員の方からお願います。

○石和田政府委員 先生は既に御案内のとおり、また今御指摘ございましたように、この旧日赤の看護婦、旧陸軍看護婦に対する慰労給付金というものが昭和五十三年の六党合意をベースにして実施されているわけでございますが、御指摘のとおり、この趣旨が損なわれないようにということでも私もいろいろ工夫をしております。過去、昭和六十年、平成元年、平成四年、それぞれ二二%、三%、八%というような増額改定を行ってきたところでございます。

ただ、もともとこの慰労給付金の仕組みが充足した経緯というものが五十三年の六党合意というものに発しておりますので、その趣旨を損なわないように、それから過去三回にわたる増額改定というのをやってきた経緯がございますから、そうした経緯を踏まえながら、今後さらに消費者物価の動向などを勘案しながら、この趣旨を損なわないようにという方向で私どもも対応してまいりたいというふうに考えております。

○虎島委員 終わります。

○田中委員長 田口健二君。

○田口委員 社会党の田口健二です。

今回の勤務時間法整備にかかわって、私ども

は、一つにはゆとり、豊かな時代にふさわしい勤務条件の整備、二つ目には労働基準法との兼ね合いを重視した近代的な勤務時間制度の整備、この二つを重要な課題として認識しながら、それらを盛り込んだ法案となるよう考えてまいりました。

ところが、今回提案されている法案は、いずれも現行制度の法的な整備にとどまっております。内容的にはまだまだ前面が乏しいというふうな印象を持っております。しかし、民間に先立って介護休暇を実施するなど、重要な課題もございませう。

今回の法整備をある意味では抜本的な整備に向けた第一段階という位置づけをしながら、今後も不断に労働時間の短縮や勤務時間、休暇制度を整備をしていく、こういう前提で今回の法律に私どもは賛成をする立場で、幾つか、とりわけ今後課題になるだろうという問題について、政府並びに人事院の方に考え方を尋ねたいと思っております。

その第一は、労働時間の規定と交代制勤務の労働時間の問題であります。今回の法律案では週労働時間を四十時間というふうに規定をいたしております。しかし、今後も不断に労働時間を短縮をしていくという立場で考えるならば、週四十時間を割り込んでいくような表現、例えば四十時間以内と規定してもよかったですのではないのか。ここでさっと四十時間という規定になっておりますが、その辺についての検討はなされたのかどうか、考え方をひとつまずお聞きをしたいと思います。

○弥富政府委員 お答えを申し上げます。

先生御承知のとおり、関係者の長年の努力あるいは御協力によりまして、一昨年五月完全週休二日制、これが実施をされました。所定内労働時間の短縮というのは相当な改善を見たというふうな感じがしておりますが、今後は、先ほど来お話がございませうように、総実勤務時間の短縮努力、これが必要ではないかと考えております。

しかしながら、交代制勤務者を含まして現行週四十時間の所定内勤務時間をさらに短縮するということは、御案内のとおり、労働基準法上の週四十時間制が着手期間を設けながらも本年四月より施行されたばかりでございます。民間の状況を考慮いたしますと、四十時間を割り込むというものは当面はちょっと困難ではなからうかというふうに考えております。

しかしながら、不規則な勤務形態になることがこれは避けたい例え交代制勤務職員等につきまして、今回でも四週八休制の原則を明示しているなどの措置を講じております。

御指摘の点につきましては、健康及び福祉の配慮の観点からも中長期的な課題といたしまして研究をしていくことを否定するものではございません。

○田口委員 今人事院総裁の方から、交代制勤務などの職員についても若干言及をされたのですが、私は、現状から考えてみて、とりわけ交代制勤務職員の労働時間というのが非常に問題になっておるといふふうに認識をしておるわけなんです。

私の認識からいえば、国家公務員の中の交代制勤務者の主な職種というのは、御存じのように看護婦であるとか航空管制官あるいは警務官、また変則勤務としては、税関職員や船員、あるいはまたとどろで休暇をとっておる教員などといういろいろな職種があるわけですね。

最近、民間においても全体的な労働時間の短縮が進んでまいりまして、交代部門においてもいわゆる三直四交代から三直五交代、こういう見直しが進んでまいっておりますし、なるべく四週八休制に近づけていこう、こういう動きがあるわけがあります。やはりこういう職場というものは、常日勤者に比べて夜勤とか深夜勤務もある。世に言うところのきつい、汚い、危険とか、こういう三K職場と言われるところが率直に言ってこの部門では多いわけですね。

そういう意味では、最近、ヨーロッパなどの話を聞いてみますと、夜勤を伴うような交代制勤務

者の場合には、常日勤者よりも労働時間を短縮していくという傾向がある、こういうふうに行われているか、

しかし、現在の公務員の場合には、先ほどもちょっとお話がありましたように、総体の定員をふやさない、こういう立場の中での時間短縮の問題であり、確かに四十四時間から四十二時間、さらには今回四十時間というふうに明確に位置づけられてきたのでありますが、こういう状況でも、ぎりぎりの人員でやっていますから、労働密度が高くなる、なかなか休暇もとれない、こういう状況も引き続いてきておられるのでは、

そこで、そのような現状認識の中から私は思うのでありますが、今総裁の方からお話がありました民間との比較の問題においても、週四十時間、こういうふうに行われるのですが、この交代制勤務の場合は、必ずしも常日勤者と同じという考え方はなくて、若干プレミアムをつけて、交代制勤務については三十八時間以内でもよろしいとか、そういう差をつけるべきではないのか。これは現行、直ちにということにはならないと思いますが、将来的な課題においてもこういうことは検討されるべき問題ではなからうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○弥富政府委員 ただいまの交代制勤務者の場合でございますが、御承知のとおり、完全週休二日制を施行いたします際に、交代制勤務者につきましては特に試行をしたわけでございます。

それで、今度の法案におきましても、一般の職員と違ひまして、四週八休制ということによっておりますけれども、ただいま言われましたように、交代制勤務者の中にはいろいろな勤務形態がございます。これにつきましては、先ほどもお答え申し上げましたとおり、これは中長期的にはぜひ研究をして検討をしていかなければならない問題であるというふうに我々は認識をいたしております。

○田口委員 次に、今回のこの法案の中で、人事

院、内閣総理大臣、各省各庁の長の権限について若干の改定が行われておられるわけですね。現行の給与法に比へまして、内閣総理大臣の責務が総合調整ということで限定をされてきておられる、各省各庁の長の権限がより範囲が拡大をされてまいっています。

そこで問題になってくるのは、週四十時間、一日八時間の勤務時間の割り振りの問題であります。現行の制度によれば、たしか人事院規則十五の一で、会計検査院、人事院を除いては内閣総理大臣が定める、こういうことになっておったと思うのでありますが、今回のこの改定によって、各省各庁ごとにそのことが決められていくとすれば、今までの全体的な均一性が崩れてくるのではないかと。

極端な話ではあります、ある省は八時から始まるか、ある省は十時から始まるか、そういうことは極端な話ではないかも知れませんが、現実には今回の改定をされていく法案の中ではそれができないことはない、法律の建前上からいって、そういう意味では勤務時間の統一性という問題が、国民に対するサービスの問題を含めてやっぱり問題になってくるのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

一つには、お尋ねをしたことは、各省庁によって勤務時間の割り振りが決まっていくということになれば、それはある意味では、国公法百八条の五による、いわば職員団体との交渉事項、ここにもかかわってくるのではないかと、こういうふうに思いますが、それはそのように理解をしてよろしいのかどうか。

それからもう一点は、総務庁として、この始業・終業時間に関して何らかの統一的な基準を設ける考え方があるのか。また人事院としても、勤務条件という立場からそういう割り振りの一定の基準というものを考えていく考え方がありかどうか。この辺をひとつお尋ねをしたいと思います。

○杉浦政府委員 お答え申し上げます。今、田口先生おっしゃいましたように、今度の

法案によりましては、割り振りの権限を、交代制を除きましたら、各省大臣に持たせておられるわけであり、これにつきましては、後刻また人事院からお話があるかも知れませんが、基本的には事務の簡素合理化、そして具体的な行政の責任を持っており、各省各庁に割り振りをしたいく方が非常に合理的であるということから動かささせていただいたわけであり、

しかしながら、行政サービスの点から申し上げますと、現在、古い規則でございますが、閣令六号によりまして朝八時三十分から午後五時までの勤務時間というところで定められておられるわけであり、そして、この考え方は今後もそのまま続けたいつもりでありますし、各省に割り振りの権限が参りましても、一応この原則を崩さないで、各省にお願いをすることでございます。

それからもう一つ、私どもで割り振りの関係の指針をつくることがあるかどうかというお話でございますが、現在、総務庁令というものがございまして、それで各省にいろいろお願いをしておりますけれども、それが、今後は、私ども指針をつくりまして、それに基づいて各省が統一的な運用をしていただけるような調整をしていきたいと思っております。

○田口委員 交渉事項になりますか。

○杉浦政府委員 申しわけありません。一つ追加で御説明申し上げます。基本的にはこの事項は、役所の管理運営事項であると同時に、職員にとりましては勤務条件という非常に個別の事案でございます。したがって、論理的には交渉事項の対象になり得る余地があるかと思っておりますが、全体の行政サービスの関連で考えていかなければならないものだと思っております。

○小堀政府委員 勤務時間の割り振りの権限を各省各庁の長に変更いたしましたのは、それぞれの所管の行政につきまして責任を負う立場にある者が割り振りをすることが適当だ、そういう判断に基づいてございまして、

これによりまして、より業務の実態に合った割り振りが行われ、行政サービスの充実など公務運営の円滑化に資するとともに、超勤の縮減など職員の健康及び福祉の面についても改善を期待されるのではないかと私も思っております。

各省各庁の長は、法案の第四条に定められておられるのでございますけれども、職員の健康及び福祉を考慮した適切な勤務条件を確保する責を負っております。また、今お話にございましたように、官庁勤務時間との関係もございまして、適切な割り振りが行われるのではないかと、思っております。

なお、例えば、過長な深夜勤務あるいは極めて長時間にわたる拘束を受ける勤務、そういうようなものも行われるなど、職員の健康及び福祉を確保するという観点から、必要があると判断される場合は、人事院といたしましては適切な指導等をとりたいと思っております。

○田口委員 先ほども申し上げましたが、今回の法律によって公務員に介護休暇の制度を導入されることになりました。これは民間に先立って公務員の中にこういう制度を導入されるということでありまして、私はかねてからこの本委員会の中でも、あの週休二日制の問題なども、こういう問題についてはやっぱり官が先行することによって国全体のこういう制度が拡大をしていくことになるのではないかと、いう主張もしてまいりました。

そういう立場では大変喜んでおられるわけですが、問題は、この法律において法制定後六カ月以内ということになっておられるわけであり、公務員の皆さんは一日も早くこの制度がスタートをするように望んでおられるわけですが、現在のところ、一体いつごろからなら実施できるのか。これはあえて申し上げますと、私は当初、法案の提出当時から考えると七月一日かなと思つたのですが、もう既に六月に入りましたから、ちょっとそこまでは思っておりますが、その辺のお考えをひとつ聞かしていただきたいと思います。

○杉浦政府委員 お答え申し上げます。

この法案をいつ成立させていたかという  
こともございますが、この提言を人事院から昨年  
暮れ、私どももいただきましたときに、人事院も、  
可能な限り早く実施をしていただきたいというこ  
ともございます。私どももいたしまして、でき  
るだけ早い時期にやりたいと思っております。  
へのお願いをしたいと思います。

何分、実施いたしますにもいろいろ基準をつ  
くるとか手続をつくるか、あるいはその介護休  
暇以外の勤務時間の割り振りとか、いろいろな規  
定が要るわけでございます。こういったものも早  
急につくりましてできるだけ早くということ、  
いつというのはいちよと今申し上げかねますが、  
努力をさせていただきますということをお願いしたい  
と思っております。

○田口委員 それではぜひ、こういう新しい制度  
ができたわけですから、一日も早い実施ができる  
ように御努力をお願いしたいと思います。

ところで、もう一つ、人事院規則の関係で、今  
回の新しい法律の中で、従来の給与法と異なっ  
た制度になってきたわけですから、かなり数多く  
の人事院規則をここでやっぱり改定をしなければ  
ならないという問題が出てくるであろうというふ  
うに思っています。中身は一々申し上げる時間は  
ありませんから、ぜひこの人事院規則の改定に当  
たっては、職員にとっても重要な勤務条件の変更  
が伴ってくるわけでありまして、これは関係す  
る職員団体と十分な協議を行ってこの人事院規則  
の改定には取り組んでいただきたいと思っていま  
す。いかがでしょうか。

○小堀政府委員 人事院といたしましては、従来  
より職員団体を含めまして関係各方面からの意見  
を伺っております。勤務時間法制定についての  
意見の申し出の際にも、その過程において従来と  
同様に適切に対処してきたつもりでございます。  
今後とも、必要に応じて各方面の意見、御  
要望を聴取する所存でございます。

○田口委員 次に、教職員の週休二日の問題につ

いてお尋ねをしたいと思います。

法案七条第二項で、職務の特殊性または当該官  
庁の特殊の必要によつては、五十二週間を超えな  
い期間で勤務時間を割り振る、こういうことが可  
能な例外規定が設けられています。当然、学校に  
働く職員というのはこの条項の対象になつてくる  
のだからというふうに思っています。これは、今まで  
週休二日の問題でも随分議論をしてまいりました  
が、どうしても教職員の場合に学校五日制という  
問題を含めてネックがあるわけですね。しかし、  
だからといってこれはいつまでも放置しておける  
問題ではないと思っております。

きょうは文部省には来てもらっておりません  
が、ひとつ人事院総裁の方から、学校教職員に対  
する週休二日制が実施できるように、あるいは具  
体的な検討をしていただかなければならないので  
はなからうかと思っております。学校五日制の問題は直  
接に人事院の担当ではないかと思っておりますが、その  
勤務時間、条件という点からどのようなお考えを  
持っておられるか、お尋ねをしておきたいと思  
います。

○弥富政府委員 この問題につきましては、たび  
たび議論をされておったところと承知をいたして  
おります。

義務教育諸学校に勤務する教育職員、これは本  
来四週八休制が達成されることが望ましいところ  
ではございますけれども、現在は御承知のとおり  
に、第二土曜日を除きまして土曜日も授業が行  
われるということ等のために、五十二週単位で割  
り振りをしている現状においては、これもやむを  
得ないのかなというふうには考えておりますが、  
先生も御指摘のとおり、学校週五日制の問題、こ  
れは一義的には教育のあり方というところでござ  
いまして、そちらの方で検討されるべき問題ではあ  
りましようが、教育職員の完全週休二日制を進め  
るといふ、勤務条件の面から見ると、その実施の  
拡大が望ましいものではないかと考えておりま  
す。

なお、学校週休二日制の進展あるいは拡大につ  
きましては、文部省におかれましては適切に検討  
されておるといふふうに承知をいたしておりま  
す。

○田口委員 最後に石田大臣にお尋ねをいたした  
と思っております。

きょうはもう六月の三日でありますから、  
ちよと時間関係が出てきたようでありまして、  
石田大臣申しわけありません、その前に人事  
院総裁にお尋ねをいたしたいと思います。

既に六月三日の今日でありますから、例年どお  
り八月の初旬に向けて、人事院勧告に向けての作  
業が今鋭意続けられておるといふふうに思ってお  
ります。どういふ今日の作業の状況になってお  
るか、わかりましたらひとつ人事院総裁の方からお  
答えをいただきたいと思っております。

○弥富政府委員 先生御案内のとおりに、ただい  
ま民間企業の動向を正確に把握をいたしますため  
に職種別民間給与実態調査というものを例年どお  
り行っている段階でございます。またその結果  
も出ておりません。鋭意、御趣旨に沿うように努  
力をしていきたいと思っております。

○田口委員 それでは、石田大臣の方にお尋ねを  
いたしたいと思います。

今人事院総裁の方から御答弁がありましたよう  
に、当然私どもは八月の初旬には、今年もまた例  
年どおり人事院勧告が出されるというふう  
に思っています。昨年の例ですが、八月の三日に勧  
告になりました。閣議決定をされましたのが十月  
八日、国会に給与法が提出されたのが十月の二  
十六日であります。衆参でそれぞれ審議を行いま  
して法律が公布されたのが十一月の十二日とい  
うことになっております。

年は、今私が申し上げましたような状況の中で、  
石田大臣も大変な御努力をいただきました。関係  
の皆さんの御努力をいただきました。今申し上げ  
ましたような結果となりました。全国の公務員の  
皆さんからはさすがに細川連立政権だ、こういう  
評価もいただいたわけでありました。

○石田国務大臣 お答えを申し上げます。  
先生も御存じのとおり、法案の成立が十一月五  
日でございます。平成元年以来約一カ月早く成  
立をさせていただいたということで、内閣委員会  
の皆様にも大変御努力をいただき、感謝を申し上げ  
ておるわけでございます。

例年八月に人事院勧告が出されるわけござい  
ますが、やはり法案成立がいつになるかというの  
が公務員全体の方々の大注目をしていただくと  
思っています。そういったこと、あるいは現在の  
経済情勢、そういったものも踏まえて考えます  
と、私の決意としては、少なくとも昨年以降に  
されるようなそういうようなことはあつてはなら  
ない、こういう決意で臨みたいというふうに思  
っております。

また、先ほどお話が出ました介護休暇の実施時  
期の問題についても一言申し上げたいわけござ  
いまして、いよいよ、いろいろ人事院規則の制定  
とかそういう準備の時間が要るわけでございます  
が、総務庁としましては、この人事院において規  
則を制定していただく、その準備が完了いたし  
ますれば、なるべく早い時期に実施したい。今  
何カ月と申し上げるわけにはなかなかない  
わけでございますが、かなり早い時期に実施でき  
るのではないかと、そういう決意で取り組むつも  
りでございます。

○田口委員 終わります。  
○田中委員長 松本善明君。  
○松本(善)委員 まず、法案について質問いたし

ます。

この法案は、職員の切実な要求であります介護  
休暇、休日代休制の新設、週四十時間の法定化な  
ど、全体として一定の改善的な措置だと言えら  
思います。しかし、この法律を全職員に有効に適  
用し、効果的に運用するためには不十分な点も  
数々ございます。

以下、具体的に質問いたしますが、まず介護休  
暇についてであります。法案の第二十条第一項  
では、職員が介護休暇を申請した場合、「勤務し  
ないことが相当であると認められる場合における  
休暇とする。」としております。つまり、勤務時  
間の管理者が認めることになってるのであります  
が、介護休暇という性格からして、申請は原則的  
に認めるべきではないかと思ひますが、どのよう  
に考えていられるでしょうか。

○小堀政府委員 国民に対しまして常に安定した  
行政サービスを提供する役割を担っております公  
務員におきましては、年次休暇以外の休暇につ  
きまして、勤務しないことが相当であると認めら  
れる場合、すなわち社会的に納得を得られる場合  
に限って休むことを承認する仕組みをとっており  
ます。

介護休暇についても同様の考え方で対処するこ  
とをいたしましたのでございます。特に、介護休暇  
の場合は三カ月にも及ぶ場合もございまして、公  
務の適切な運営との兼ね合いを考慮しなければな  
らないということもございまして、例えば届け  
出制にするということについては難しいのではな  
いかと思っております。

○松本善善委員 介護休暇をとることが制限され  
るというのではないような運用を望みます。  
次に、介護休暇の期間についてであります。法  
律は「連続する三月の期間内において必要と認  
められる期間」としております。つまり、三カ  
月の枠の中で介護休暇がとれるということであ  
りませうけれども、実際にはお年寄りの介護とい  
うのは三カ月に済まないケースが多々ございま  
す。これはもういろいろな調査からまはつきりし  
ております。

が、職員の中でも不満が強いところだす。

原則論からいいますと、介護休暇に期限を設け  
ること自体がどうかという問題もありませんけ  
れども、一年間ぐらいたか、少なくとも延べ三カ  
月ぐらいたか、少くとも延べ三カ月ぐらいたか  
という要求が実際に介護をした職員  
の中から出ております。こういう実体験から出  
ている要望を尊重するなどして、今後もっと期  
間を延長するというのを検討すべきではないでし  
ょうか。この点についての見解を伺います。

○小堀政府委員 休暇の期間につきましては、そ  
の休暇の趣旨、目的等を踏まえて考えるべきもの  
と思っております。介護につきましては、その  
多様性から、必ずしも一律な期間の設定になじ  
まない面もあるかと思ひます。

公務といたしましては、あらゆるケースにつ  
きましてすべての期間をカバーし得る制度として  
計することは非常に難しいというところもござ  
いまして、今回は、労働省の調査によりまして、民間  
の利用実態では、おおむね八割の者が三カ月以内  
の利用ということになっております。それから労働  
省のガイドラインというのがございまして、そ  
の最低基準として三カ月という期間が示されて  
いることなどを考慮いたしまして、制度導入時とい  
うこともございまして、三カ月とすることが妥当  
だと考えたものでございます。

なお、実際に介護休暇の利用が始まれば、介護  
のもろもろの実態もより明らかになると思われま  
すので、運用の実績を踏まえながら御指摘の点に  
つきましては引き続き研究していく所存でござ  
います。

○松本善善委員 せめて延べ三カ月というよう  
なことにしてはほしいと思ひます。  
次に、休日代休制の問題ですが、祝日、年末年  
始に出動した職員が代休をとることは当然のこと  
でありまして、一方低い賃金水準の現状のことも  
は代休をとりにくいという職員もいる。これも  
事実でありますね。そういう点で、代休をとる可  
とらないか、これを本人の選択にゆだねる選択制  
をとるべきではないかと思ひますが、いかがで  
しょう。

しょう。

○小堀政府委員 代休制をとるかとはならないかにつ  
きましては、職員の意向を聴取して最終的に決  
めるといふつもりでおります。

○松本善善委員 そのような運営を望みます。  
代休制を確実に実効ある制度にするには、職場  
の要員の確保が必要であります。要員が少なく  
ないにまだに四週八休制がとれていない職場もあ  
る。航空関係の小さな規模の職場でありますとか  
気象庁の交代制職場などあります。これはもう  
御存じのことと思ひます。

職員が少ないために四週八休がまだとれていな  
いという現状のもとで、さらに代休制を導入し  
て、ここで、職場で代休がスムーズに運営され  
るのは難しいと思ひますが、要員の確保が必要なの  
ではないか、この点についての御見解を伺いた  
い。

○石田国務大臣 先ほどもいろいろお話が出てお  
りました。やはり公務員の定員の問題について  
は、これは厳に抑制をしていかなければならない  
というのが一方においてあるわけでございます。  
また、もう一つの問題として、代休を確保するた  
めに公務員全体の増員を行うということではこれ  
は国民の御理解が得られない、そういう問題があ  
らうかと思ひます。

もちろん松本先生、そのことは十分御承知の上  
でその特殊な職場環境においての要員を確保し  
ろ、そういうお話であるかと存するわけでござ  
います。これはやはりその担当する省庁におき  
まして、スクラップ・アンド・ビルドの原則を守  
りながら、あるいは全体の要員計画の中でいろ  
いろと打ち合わせをしながら、確保すべきところ  
は確保していく、こういうことでやっていく以外  
に、ちょっと今のところ方法が見当たらない、こう  
いうことだというふうな考えでおるところでござ  
います。

○松本善善委員 まあ、無制限に人をふやしたり  
すればいいというのではありませぬけれども、や  
はり代休制を実効ある制度として運用するには、  
今の現状ではやはり職員の確保は不可欠だと思  
います。それでないやがたり給にかいたもちのよ  
うなことになる。代休制が、本当に労働時間の短  
縮を図るために、また職員の福祉の向上を図るた  
めというのであると、やはり必要な要員の確保とい  
うものはどうしても避けられないと思ひます。  
そうでないと、法律ではうたがっているけれど  
も、職員の労働強化と行政サービスの低下とい  
うのは免れない。そこは工夫でありませうけれど  
も、この点を強く検討すべきではないかと思ひま  
すが、総務庁長官の御意見を伺いたしたいと思います。

○石田国務大臣 この制度が発足をいたしますれ  
ば、それぞれ省庁におきまして考え方を示し、実  
施されていくわけでございますから、その実施状  
況を見ながら、今先生が言われた御趣旨につ  
いても、趣旨を徹底しながら、実態を見ながら進めて  
いきたい、こんなふうに考えております。

○松本善善委員 理事会の申し合わせで法案を離  
れてもということでありまして、法案の質問は  
これで終わりました。官房長官に伺いたいと思  
います。

今、北朝鮮問題が大変緊迫した状況になってき  
ております。予算委員会でも議論をされてお  
りますが、そういう中で官房長官のテレビ朝日  
の「サンデープロジェクト」で発言された内容とい  
うのは極めて重要な内容であります。この点につ  
いて伺いたいと思ひます。

委員の皆さんに御理解いただくために、その  
テープを起こしたものを配付して質問させてい  
ただきたいと思ひます。  
それで、官房長官はこの日、御自分でおやり  
になったから覚えておられると思ひますけれども、  
有事立法についてというテーマで話が出て、そ  
してその中で官房長官は、この資料でいえば二枚目  
の初めですけれども、  
事が起こればね、コンセンサスができれば、  
私は大勢は、それは内閣だけではなくて、何を  
すべきかということとは十分わかっているわけで

すよ。十分わかっているわけですから。それで私も検討していいと言いません。しかしそれは、平時に、何も問題が起っていないときにこれをいけば、今の日本の政治の土壌ですから大変な混乱が起りますからね。けれども北朝鮮問題というのは、大変な問題が、しかも極めて現実性を帯びてですね、起ってきているという認識は我々持っているわけですから、一月と言わずですね、コンセンサスをえ得られればですね、一気に危機管理体制をつくること、私はできる(と思う)。

これは、私もビデオテープをきちんと見ながら確認をした中身でありますから間違いないと思うのですが、こういうふうに行われたことは間違いないと思いませんでしょうか。まず、それを伺いたいと思います。

○熊谷国務大臣 テープを起してみるとなるほどなど、こういうふうにも見ながら、これ、この日のテレビ二つ私出しておりますけれども、聞いていただきたいのですが、前段がございまして、北朝鮮問題についてやや関心が強くなっている時期でございました、ちょうど五月の初めでございましてですね。

私は、終始このとき申し上げてきたことは、いわゆる集団的自衛権を含めて憲法の従来の解釈というものは、この内閣は変えないんだということ、これを明確にそこで申し上げてまいりました。これ、三十分おきずつにどんどん変わっていったときでございまして。

第二に、いろいろなことを、何か制裁を、あれをする、これをするというように今言うべきではない。せっかく平和裏に交渉をし、何とか北朝鮮の翻意を促しという段階でやっていると、私この番組でも言ったような覚えがあります。手を振りながら、げんこつを振るようなことをして本当にいいんだらうかということをお申し上げた経緯がございまして。

ただ、今このあれを見ながら思い出しておったのですが、田原さんというのは私どもの思考法よ

りも速くどんどん先へ行くものですから、話をするの、私は前の方の話をしている、田原さんの方は先の方へ行くということで、ついていかれない部分があるとは思います。

私が実はこのとき申し上げたことは、実は予算委員会でも社会党の三野先生に御質問されましたお答えをしたこと、ございまして、これは何か事が起こったときに、日本としてもいろいろな勉強はしております。これは各省ごとに事務的には勉強していただいておりますし、また、その各省の情報連絡体制というものもつくっていただいております。

ただし、憲法の範囲内ではというものの、事柄をやる場合にコンセンサスがなければなりません。私が言わんとしたのは、これはコンセンサスが、ここでいろいろ言っておるんですけれども、コンセンサスがなければねと、たしか、どう言ったんでしょかね、これ。コンセンサスができれば、まあこれは、何とかこの「サンデープロジェクト」の思考の速い人たちについていこうとするために言葉が切れ切れになっておりますけれども、コンセンサスができれば、つまり日本国民あるいは国会の了承が得られればいろいろなこともできるだろうというふうな思っております。

ただ、この部分だけ見られると、何か私が状況が大変な状況だということを言おうとしてるかのようによく引用されるのでありますけれども、そうではなくて、現に平和裏に交渉をしつつあり、そういうところに希望の見えつつある段階でございましたので、私どもは具体的なあれこれの措置を世間に出して話をするべきときではない、こういうことを申し上げたかったというふうにあのときのことを私は覚えておるわけでございます。

○松本(豊)委員 こう発言したことはお認めになったが、趣旨が違うというのだが、全体の流れ

を見ると、やはり熊谷官房長官の言うようにはとれないんですよ。それはもうお読みになればどうもわかります。

一緒に出ておられます、高坂さんが、あなたの内閣では危機管理できない、そんなことをやれば内閣、瓦解するんじゃないか。それから高坂さんは、今の内閣はそういうことをやる力量というものはない。国民の授權もない。それに對してあなたが対応した答えは、いや、そんなことはありません、私はできますよ、有事立法でも何でも準備してありますよという聞き直った発言なんです。いや、その経過を見れば、舛添さんとそれからこの高坂さんが発言した後を受けての話なんです。

だから、今になったらいろいろ弁解をされますけれども、ちょっとお待ちください。そう興奮しないで。やはりこれ大変、本心に平静にやらないといけないことなんです。だからお聞きしているわけですから、これは言葉としてちゃんと出ているわけですから、出ている意味を否定してもそれは始まらないんですよ。

それで、私はお聞きしたいと思っております、事が起ればね、コンセンサスができれば、私は大勢は、それは内閣だけでなくて、何をすべきかということも十分わかっているわけですよ。十分わかっているわけですよ。それで私も検討していいとは言いません。

これは何度も言っておられます、検討しているということ。何を検討しているんですか。どういう内容なんですか。これは官房長官、今言うべきですよ。これは舛添さんも、それから高坂さんも、このお二人は私とは見解がかなり違う人ですけれども、これは大変なときにわあっとやったら、こういう法律をつくることは危険だ、これは舛添さんの意見です。高坂さんは、そもそも平時にやるんだ、平時にやるべきことなんだ、こういうふうには言っています。

六月一日の日本経済新聞の社説も、「政府は、

経済制裁が決まった時点で、関係法律の改正案を提出し、一瞬にして成立させた方が政治的な摩擦が少なく済むと考えているのかもしれない。そうであれば、それは国会を軽視するものだろう。緊急時に国としての対応を最終決定するのは、国権の最高機関である国会であるはずだ。当然の議論なんです。

今あなたは否定されるけれども、これは全部今考えていることを言われるべきです。今起こったら、平時に、何も問題が起っていないときにこれをいけば、今の日本の政治の土壌では大変な混乱が起ります。

何が起るのですか。何も答えられない、中身を答えられない、弁明だけされるということになれば、日本経済新聞は国会軽視と言っていますけれども、これは私は、大変な国会無視だと思いませんよ。そういう問題について、国会には何もやらないで、いざというときにやるとやるんだという考え方は非常に危険だと思っております。

そういう内閣なのか、そういう危険な内閣なのかということも含めて私は問いたたしておりましたので、誠実に私の問いにお答えいただきたいと思っております。

○熊谷国務大臣 私自身も、このあれを見ると、有事法制の話、なるほど頭に入らなかった理由がよくわかったのですが、コマリシャルが入ってしまして、それから、何事か起ればというふうなものから、私はどちらかというと、国連で仮に制裁みたいなのを起せばというのが常に残像でございましたので、ちょっと話がすれ違っているのです。

ただいまの有事法制のことに関して言えば、これは自衛隊法の第七十六条の規定によりまして、法制上の問題について政府部内で昭和五十二年から検討してきておりまして、昭和五十六年四月と昭和五十九年十月及び十一月に国会に報告し、御議論をいただいたところでございます。

また、防衛庁所管の法令あるいは他省庁関連の法令についての問題点というものは、それぞれ今



のようなことで既にやっておるわけでございます。所管省庁が明確でない事項に関する法令については、現在政府部内で検討を加えているところでございます。

ただ、私がちょっと申し上げたのは、この時点のこのときであって、しかもこのテレビを、この番組とその前の番組、NHK等の番組を全部見ていただければわかりますが、私の方はそれが、頭がずっと同じところに入っているものですか、あるいはその延長線上で物事を考えておまして、有事法制以前の経済的な問題についていろいろ協力をする、すべきかしないべきかというのが非常に頭にあったというところであります。

私も読み返してみると、自分でも話が少し混乱しているなというふうに思いますが、現時点でおまへはどう考えておるかということになります。有事法制の問題については今お答えしたとおりでございまして、それから北朝鮮問題に直接つながる問題については、まだ平和裏に中国も含めて粘り強く交渉の中で問題を解決するべき時期でございまして、あれをする、これをするといいことをちらつかせるべき時期ではないというふうに私は思っております。

○松本(善)委員 あなたが言っている、先ほど読んだところの中だけ見ても、北朝鮮問題というのは現実性を帯びて起こってきている。それに対して、一気に危機管理体制をつくることができると思っております。これは何も誤解でも何でもありません。だから、これは何も誤解でも何でもありません。あなたの考え方でなっているのです。だから、有事立法のことについてあなたがおられるわけです。

私は、北朝鮮問題ではあくまでもそれは平和的に話し合っ解決すべきだと思っております。けれども、あなたの方は、もう既にアメリカは経済制裁という話が出てきて、日本政府は派遣しているという話が出てきて、日本政府は相談するという話をしてやっていると、それを政府の中だけでやっているんじゃないか、国会に明らかにす

べきだ。今こそ明らかにすべきだ。

私も北朝鮮問題については反対ですけれども、北朝鮮については厳しく批判をしておりますけれども、経済制裁とかいろいろなことは私は反対ですけれども、それを仮にアメリカが決定した場合に日本政府はどうするのですか。その中身を今言うべきだということを言っているのです。あくまでも平和的にやるのは結構だけれども、あなたはちゃんと準備をしている、検討していると言っているんだから、それを国会に明らかにすべきだということを言っているのです。

○熊谷国務大臣 これは、一つ一つが非常に慎重に、北朝鮮がテーブルに戻れるように細心の組み立てをしながら現在やっている状況じゃないかというふうには私は思っております。

今、日米韓の協議というお話がありました。特定の制裁を頭に置いての交渉だということには聞いておりません。また、他の諸国とも、これは当然国連の場で議論されることとございまして、日米韓だけで物事が決まるとも私は思っておりません。

そういう意味で、現在は日本は一貫して平和的に粘り強く説得に努めるということとございまして、もちろん、危機管理というものは政府が絶えず勉強はしておかなければならないことである。それは私そこにおきまして申し上げたことと、あれも、しかも交渉をやっているものまで、あれをする、これをしようというふうなことは私は適切な時期ではない。このことは実はこの番組では、今これを見る限りでは書いてありませんが、私はこの日のあらゆるテレビ番組、これはいわば最初の出演だったものですからみな出させられたのです。全部そのことをくどくど申し上げてきたつもりでございます。

○松本(善)委員 例えば六月六日付のアエラには、制裁の緊急事態に対応するということに対して、政府はひそかに検討しているということである。いろいろなことが載っております。関係省庁の内々

の作業内容を取りまとめたものが報道されております。大蔵省の送金停止、資産凍結、通産、法務、運輸など各省の禁輸措置、資本取引規制、船舶・航空機の乗り入れ禁止、渡航制限、防衛庁の物品貸し付け、役務提供などを検討対象として挙げています。こういうことは検討していませんか。

○熊谷国務大臣 今の具体的項目については、報告は承知しておりませんが、先ほど私先生の御質問にお答えしたように、各省庁におきまして実務レベルで勉強していることは事実です。また、各省庁間の情報交換も行っていることは事実でございます。

○松本(善)委員 今北朝鮮問題、外交問題でありますけれども、国民の人権だとか国民の安全にかかわる問題について、政府はどのような検討をしているかということをお国民は知る権利があると私は思います。

いざというときになってわっと出てきて、あなたがここの言われているように、一気に危機管理体制というふうなことは、国会無視も甚だしいです。だから、検討しているならばそれは全面的に国会へ出すべきです。

それから、それがいいのか悪いのか。何もそれは出たって、その内閣がいつまで続くかわからないから、私は、外交上、国会の論議はやつてもそれは必ずしも問題にならない。それは反対だとかそういうのはけしからぬとか、いろいろな意見が日本国内で出てきて当然だ。それを前提に外交もやればいいんですよ。

だから、そういうことをやっておくことは、本間に国会無視から国会に報告しないというのには、本間に国会無視だと思っております。私は、内閣がそういう姿勢なのかどうかということは本間に重大問題だと思っております。検討している中身について国会に報告して審議の対象にすべきであると思っております。官房長官、それをおやりになるかどうか。○熊谷国務大臣 かつて湾岸のときに、国連によるさまざまな経済レベルの制裁等についても日本は従って、いわゆる日本の憲法の範囲内では

うことで参加したことがございます。現に最近時点におきまして、ハイチにおける経済制裁については国連で決議が行われて日本もこれに従っているわけでございます。そういう中で、今先生が御指摘のような貿易その他についての協力というものは、既にそのとき当たっては公表もし、説明もしているわけでございます。

ただ、この北朝鮮問題については、現に交渉過程でございまして、十分平和裏に解決できる可能性があると我々は信じておるわけでありまして、またそうしていかねばならないと思っております。この制裁をあまたこうだと、大体どういふふうになるかもまだ皆目見当がつかないということもございますので、私は、今すぐそういうことをいろいろ仮説を設けて公表してお話をするという時期ではないというふうに思っております。

○松本(善)委員 あなた自身がどういふ場合にも備えて準備をしているということをおっしゃっているから言っているのです。

同時に、有事法制というのは、十六年前に朝鮮半島の紛争に対応するために出されてきたものでありますけれども、今回の朝鮮問題で出てきたのは決して偶然じゃないと思っております。

既にペリー・アメリカ国防長官が五月十八日に日本の記者に、朝鮮半島で軍事的緊張が高まった場合、日米条約に基づき日本にも一定の協力を求めるとし、既に日本とは十分協議し、括弧つきですけれども、具体策に関し基本原則に同意していると述べているのです。そういうことについて、やはり国会に報告すべきではありませんか。

そろそろ時間が来ていますので大体終りますけれども、予算委員会でも私は質問しようと思っております。これは絶対に軽視できない、黙ってほうっておくわけにはいかない。羽田内閣が国会をどう考えているのかという重大問題ですから、もう一度、今のペリー国防長官の発言も含めまして、いざというときにどうするかということにつ

いは平時からちゃんと言わなければならないと思つてゐるのかどうか、そのことをきちつとお答えいだだきたいと思つてゐます。それが国会を本場に大事に思つてゐるかどうかという内閣をはかる尺度です。

○熊谷国務大臣 既に私どもの考え方は御説明したとおりであります。先生がペリー国防長官の件について御引用いただきました。私もその報道を見まして、それぞれのところに問ひ合わせたくてございませう。そういう合意とかなんとかというふうなことではないというふうにとつておられます。

○松本善三委員 官房長官の御答弁は私とても納得できません。引き続いてこの問題は追及していくというのを申し上げて、質問を終わりたいと思つてゐます。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

内閣提出、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案について採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。  
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思つて、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次に、内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。柿澤外務大臣。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○柿澤外務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

改正の第一は、在外公館の設置及び廃止についてであります。今回新たに設置しようとするのは、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国及び在エリトリアの各日本国大使館並びに在ドバイ日本国総領事館であります。マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大使館の設置は、三月一日付での同国との外交関係開設に伴うものであり、オーストリアに駐在する我が方大使をして兼轄させるいわゆる兼館であります。また、在エリトリア大使館の設置は、エチオピアの一部を構成していた同国の独立に伴うものであり、エチオピアに駐在する我が方大使をして兼轄させるいわゆる兼館であります。また、在ドバイ総領事館については、我が国と経済的なつながりが強い湾岸地域の貿易、交通の中心地であり、湾岸情勢に関する情報収集の重要な拠点ともなるべきドバイの重要性にかんがみ設置するものであります。

在外公館の廃止については、パラグアイの在エンカルナシオン日本国領事館を廃止することとしております。

改正の第二は、以上の新設の在外公館に勤務する職員の内勤基本手当の基準額を定めるものであります。

改正の第三は、在キルギスタン日本国大使館の

名称を在キルギスタン日本国大使館に変更する等、最近の国名及び地名の変更に応じ関連規定の整備を行うものであります。

なお、本法案は、在外公館の新設及び廃止が含まれており、法案成立後に行う相手国政府との協議その他の諸準備に相当の時間を要しますので、できるだけ速やかな法案改正が必要であります。以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○田中委員長 次に、内閣提出、行政改革委員会設置法案を議題といたします。

○田中委員長 次に、内閣提出、行政改革委員会設置法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。石田総務庁長官。

行政改革委員会設置法案  
〔本号末尾に掲載〕

○石田国務大臣 ただいま議題となりました行政改革委員会設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の経済社会の構造を新たな時代にふさわしいものに改革していくに当たり、行政改革は避けて通れない喫緊の課題であります。

このため、政府は、行政改革推進本部を中心として、規制緩和を初め、行政改革の推進に積極的に取り組む所存であります。

今般設置しようとする行政改革委員会は、臨時行政改革推進審議会の最終答申等の趣旨を踏まえ、国民の視点に立つて政府による行政改革の実施状況を監視するとともに、行政情報の公開に係る制度について本格的な検討を行い、行政改革に関する諸般の方策の着実な推進に資するものであります。

次に、法律案の概要について、その内容を御説明申し上げます。

行政改革委員会は、許可、認可等行政の各般にわたる民間活動に係る規制の改善の推進その他行政の制度及び運営の改善の推進に関する施策の実施状況を監視するとともに、行政情報の公開に係る制度について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べることが任務としており、委員会の意見については、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

また、委員会は、規制の改善の推進に関する意見を受けて講ぜられる施策に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣または内閣総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることとしております。

委員会は、行政の改善問題に關してすぐれた意見を有する者のうちから両議院の同意を得て内閣総務大臣が任命する委員五人をもって組織することとする。委員会の事務を処理させるための事務局を置くこととしております。

また、委員会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとしてゐるほか、特に必要があるとき認めるときは、みずから行政機関等の運営状況を調査することができることとしております。

なお、委員会は、政令で定める本法律の施行の日から起算して三年を経過した日に廃止されることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案  
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

一部を改正する法律  
 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一	大使館の表欧州の項中「アルマ・ブタ」を「アルマテイ」に、「在キルギスタン日本国大使館」を	キルギスタン	ビスシュケク	キルギス	285,100	253,400	に改め、同表アメリカの項中「トウチン	292,200	1,080,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000
別表第一の一	大使館の表欧州の項中「アルマ・ブタ」を「アルマテイ」に、「在キルギスタン日本国大使館」を	キルギスタン	ビスシュケク	キルギス	325,800	292,200	に改め、同表アメリカの項中「トウチン	1,080,000	977,700	917,400	827,000	730,400	640,000	
別表第一の一	大使館の表欧州の項中「アルマ・ブタ」を「アルマテイ」に、「在キルギスタン日本国大使館」を	キルギスタン	ビスシュケク	キルギス	566,900	506,600	463,800	433,600	403,500	373,400	343,200			
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	
別表第二の一	総領事館の表中近東の項中「中近東」を「トウチン」に、「在エチオピア日本国大使館」を	エチオピア	アディス・アベバ	エチオピア	730,400	640,000	566,900	506,600	483,800	433,600	403,500	373,400	343,200	

に係る規制の改善の推進に関する事項

二 その他行政の制度及び運営の改善の推進に関する事項

2 委員会は、行政機関の保有する情報の公開に係る制度に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、前二項の規定により監視し、又は調査審議した結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べらる。

(意見の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条第三項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(勸告)

第四条 委員会は、必要があると認めるときは、第二項第一号に掲げる事項に係る意見を受けて講ぜられる施策に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

(組織)

第五条 委員会は、委員五人をもって組織する。委員は、非常勤とする。ただし、そのうち二人以内は、常勤とすることができる。

(委員)

第六条 委員は、行政の改善問題に関して優れた意見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員の罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(委員長)

第七条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の職務)

第八条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第九条 委員の給与は、別に法律で定める。

(資料提出その他の協力等)

第十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四條第十一号に規定する法人(同号の規定の適用を受けない法人を除く。次項において「特殊法人」という)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に

必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第一項中両議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の二を同条第十三号の五の三とし、同条第十三号の五の次に次の一号を加える。

十三の五の二 行政改革委員会の常勤の委員  
第一条第十九号の七を次のように改める。  
十九の七 行政改革委員会の非常勤の委員  
別表第一官職名の欄中「土地鑑定委員会の常勤の委員」を「土地鑑定委員会の常勤の委員」に改める。

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

理由  
社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政を実現することの緊要性にかんがみ、行政の各般にわたる制度及び運営につき必要な改革の推進に資するため、民間活動に係る規制の改善の推進その他行政の制度及び運営の改善の推進に關して講ぜられる施策の実施状況を監視し、及び行政機関の保有する情報の公開に係る制度に關する事項を調査審議するための機関として、総理府に行政改革委員会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。